

平成25年9月6日招集

平成25年 第4回

佐渡市議会定例会議案

佐 渡 市

目 次

議案第89号	専決処分の承認を求めることについて（平成25年度佐渡市一般会計補正予算（第3号）について）	・・・ 1
議案第90号	佐渡市税条例及び佐渡市入湯税条例の一部を改正する条例の制定について	・・・ 3
議案第91号	佐渡市督促手数料及び延滞金徴収条例等の一部を改正する条例の制定について	・・・ 10
議案第92号	佐渡市企業設置奨励条例の一部を改正する条例の制定について	・・・ 19
議案第93号	公の施設に係る指定管理者の指定について（佐渡市ケーブルテレビ放送施設）	・・・ 21
議案第94号	公有水面埋立てに係る意見について（原黒・住吉地内）	・・・ 22
議案第95号	公有水面埋立てに係る意見について（小木町地内）	・・・ 23
議案第96号	平成25年度佐渡市一般会計補正予算（第4号）について	・・・ 24
議案第97号	平成25年度佐渡市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）について	・・・ 24
議案第98号	平成25年度佐渡市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）について	・・・ 24
議案第99号	平成25年度佐渡市介護保険特別会計補正予算（第1号）について	・・・ 24
議案第100号	平成25年度佐渡市簡易水道特別会計補正予算（第1号）について	・・・ 24
議案第101号	平成25年度佐渡市下水道特別会計補正予算（第1号）について	・・・ 24
議案第102号	平成25年度佐渡市ケーブルテレビ特別会計補正予算（第1号）について	・・・ 24
議案第103号	平成25年度佐渡市歌代の里特別会計補正予算（第1号）について	・・・ 24
議案第104号	平成25年度佐渡市すこやか両津特別会計補正予算（第1号）について	・・・ 24
議案第105号	平成25年度佐渡市二宮財産区特別会計補正予算（第1号）について	・・・ 24
議案第106号	平成25年度佐渡市新畑野財産区特別会計補正予算（第1号）について	・・・ 24

議案第107号	平成25年度佐渡市真野財産区特別会計補正予算 （第1号）について	・・・24
議案第108号	平成25年度佐渡市病院事業会計補正予算（第1 号）について	・・・24
議案第109号	平成25年度佐渡市水道事業会計補正予算（第1 号）について	・・・24
議案第110号	平成24年度佐渡市一般会計歳入歳出決算の認定 について	・・・25
議案第111号	平成24年度佐渡市国民健康保険特別会計歳入歳 出決算の認定について	・・・26
議案第112号	平成24年度佐渡市後期高齢者医療特別会計歳入 歳出決算の認定について	・・・27
議案第113号	平成24年度佐渡市介護保険特別会計歳入歳出決 算の認定について	・・・28
議案第114号	平成24年度佐渡市簡易水道特別会計歳入歳出決 算の認定について	・・・29
議案第115号	平成24年度佐渡市下水道特別会計歳入歳出決算 の認定について	・・・30
議案第116号	平成24年度佐渡市ケーブルテレビ特別会計歳入 歳出決算の認定について	・・・31
議案第117号	平成24年度佐渡市歌代の里特別会計歳入歳出決 算の認定について	・・・32
議案第118号	平成24年度佐渡市すこやか両津特別会計歳入歳 出決算の認定について	・・・33
議案第119号	平成24年度佐渡市五十里財産区特別会計歳入歳 出決算の認定について	・・・34
議案第120号	平成24年度佐渡市二宮財産区特別会計歳入歳出 決算の認定について	・・・35
議案第121号	平成24年度佐渡市新畑野財産区特別会計歳入歳 出決算の認定について	・・・36
議案第122号	平成24年度佐渡市真野財産区特別会計歳入歳出 決算の認定について	・・・37
議案第123号	平成24年度佐渡市病院事業会計決算の認定につ いて	・・・38
議案第124号	平成24年度佐渡市水道事業会計決算の認定につ いて	・・・39
議案第125号	平成24年度佐渡市水道事業会計未処分利益剰余 金の処分について	・・・40

議案第89号

専決処分の承認を求めることについて（平成25年度佐渡市一般会計
補正予算（第3号）について）

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、別紙の
とおり専決処分したので、同条第3項の規定によりこれを報告し、承認を
求める。

平成25年9月6日 提出

佐渡市長

甲斐 元也

専決第10号

専決処分書

平成25年度佐渡市一般会計補正予算(第3号)について、地方自治法(昭和22年法律第67号)第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分する。

平成25年8月5日

佐渡市長

甲斐元也

(予算書別紙添付)

議案第90号

佐渡市税条例及び佐渡市入湯税条例の一部を改正する条例の制定について

佐渡市税条例及び佐渡市入湯税条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

平成25年9月6日 提出

佐渡市長

甲斐 元也

佐渡市税条例及び佐渡市入湯税条例の一部を改正する条例

(佐渡市税条例の一部改正)

第 1 条 佐渡市税条例 (平成 16 年佐渡市条例第 63 号) の一部を次のように改正する。

第 34 条の 7 第 2 項中「第 314 条の 7 第 2 項」の次に「 (法附則第 5 条の 6 第 2 項の規定により読み替えて適用される場合を含む。) 」を加える。

附則第 3 条の 2 中「、第 52 条」を削り、「延滞金の」の次に「年 14.6 パーセントの割合及び」を加え、「各年の前年の 11 月 30 日を経過する時における日本銀行法 (平成 9 年法律第 89 号) 第 15 条第 1 項第 1 号の規定により定められる商業手形の基準割引率に年 4 パーセントの割合を加算した割合をいう」を「当該年の前年に租税特別措置法第 93 条第 2 項の規定により告示された割合に年 1 パーセントの割合を加算した割合をいう。以下この条において同じ」に、「その年中においては、当該特例基準割合 (当該割合に 0.1 パーセント未満の端数があるときは、これを切り捨てる。) 」を「その年 (以下この条において「特例基準割合適用年」という。) 中においては、年 14.6 パーセントの割合にあつては当該特例基準割合適用年における特例基準割合に年 7.3 パーセントの割合を加算した割合とし、年 7.3 パーセントの割合にあつては当該特例基準割合に年 1 パーセントの割合を加算した割合 (当該加算した割合が年 7.3 パーセントの割合を超える場合には、年 7.3 パーセントの割合) 」に改め、同条に次の 1 項を加える。

2 当分の間、第 52 条に規定する延滞金の年 7.3 パーセントの割合は、同条の規定にかかわらず、特例基準割合適用年中においては、当該特例基準割合適用年における特例基準割合とする。

附則第 4 条第 1 項中「日本銀行法」の次に「 (平成 9 年法律第 89 号) 」を加え、「 (以下この項) 」を「 (当該期間内に前条第 2 項の規定により第 52 条に規定する延滞金の割合を同項に規定する特例基準割合とする年に含まれる期間がある場合には、当該期間を除く。以下この項) 」に、「到来する場合には、」を「到来する場合における」に、「前条」を「前条第 2 項」に改める。

附則第4条の2中「第9項」を「第10項」に改める。

附則第7条の3の2第1項中「平成35年度」を「平成39年度」に、「平成25年」を「平成29年」に、「附則第5条の4の2第5項」を「附則第5条の4の2第6項（同条第9項の規定により読み替えて適用される場合を含む。）」に改める。

附則第7条の4中「附則第5条の5第2項」の次に「（法附則第5条の6第2項の規定により読み替えて適用される場合を含む。）」を加える。

附則第17条の2第3項中「又は第37条の9の2から第37条の9の5まで」を「、第37条の9の4又は第37条の9の5」に改める。

附則第22条の3の見出し中「延長」を「延長等」に改め、同条第1項を次のように改める。

その有していた家屋でその居住の用に供していたものが東日本大震災（平成23年3月11日に発生した東北地方太平洋沖地震及びこれに伴う原子力発電所の事故による災害をいう。次項において同じ。）により滅失（東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律（平成23年法律第29号。以下この条及び次条において「震災特例法」という。）第11条の6第1項に規定する滅失をいう。以下この項及び次項において同じ。）をしたことによってその居住の用に供することができなくなった所得割の納税義務者が、当該滅失をした当該家屋の敷地の用に供されていた土地等（同条第1項に規定する土地等をいう。次項において同じ。）の譲渡（震災特例法第11条の4第6項に規定する譲渡をいう。次項において同じ。）をした場合には、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句として、附則第17条、附則第17条の2、附則第17条の3又は附則第18条の規定を適用する。

附則第17条 第1項	第35条第1 項	第35条第1項（東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律（平成23年法律第29号）第11条の6第1項の規定により適用される場合を含む。）
---------------	-------------	---

	同法第31条 第1項	租税特別措置法第31条第1項
附則第17条 の2第3項	第35条の2 まで、第36条 の2、第36条 の5	第34条の3まで、第35条（東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律第11条の6第1項の規定により適用される場合を含む。）、第35条の2、第36条の2若しくは第36条の5（これらの規定が東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律第11条の6第1項の規定により適用される場合を含む。）
附則第17条 の3第1項	租税特別措 置法第31条 の3第1項	東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律第11条の6第1項の規定により適用される租税特別措置法第31条の3第1項
附則第18条 第1項	第35条第1 項	第35条第1項（東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律第11条の6第1項の規定により適用される場合を含む。）
	同法第32条 第1項	租税特別措置法第32条第1項

附則第22条の3第2項中「前項の規定は、同項」を「前2項の規定は、これら」に、「、前項」を「、これら」に改め、同項を同条第3項とし、同条第1項の次に次の1項を加える。

- 2 その有していた家屋でその居住の用に供していたものが東日本大震災により滅失をしたことによってその居住の用に供することができなくなった所得割の納税義務者（以下この項において「被相続人」という。）の相続人（震災特例法第11条の6第2項に規定する相続人を

いう。以下この項において同じ。)が、当該滅失をした旧家屋(同条第2項に規定する旧家屋をいう。以下この項において同じ。)の敷地の用に供されていた土地等の譲渡をした場合(当該譲渡の時までの期間当該土地等を当該相続人の居住の用に供する家屋の敷地の用に供していない場合に限る。)における当該土地等(当該土地等のうちにその居住の用に供することができなくなった時の直前において旧家屋に居住していた者以外の者が所有していた部分があるときは、当該土地等のうち当該部分以外の部分に係るものに限る。以下この項において同じ。)の譲渡については、当該相続人は、当該旧家屋を当該被相続人がその取得をした日として令附則第27条の2第4項で定める日から引き続き所有していたものと、当該直前において当該旧家屋の敷地の用に供されていた土地等を所有していたものとそれぞれみなして、前項の規定により読み替えられた附則第17条、附則第17条の2、附則第17条の3又は附則第18条の規定を適用する。

附則第23条第1項中「附則第45条第3項」を「附則第45条第4項」に、「法附則第5条の4の2第5項」を「法附則第5条の4の2第6項(同条第9項の規定により読み替えて適用される場合を含む。)」に、「附則第5条の4の2第5項」と、「」を「附則第5条の4の2第6項」と、「」に改め、同条第2項中「第13条の2第1項から第5項」を「第13条の2第1項から第6項」に、「附則第45条第4項」を「附則第45条第5項」に、「法附則第5条の4の2第5項」を「法附則第5条の4の2第6項(同条第9項の規定により読み替えて適用される場合を含む。)」に、「適用される法附則第5条の4の2第5項」を「適用される法附則第5条の4の2第6項(法附則第45条第6項の規定により読み替えて適用される場合を含む。)」に改める。

(佐渡市入湯税条例の一部改正)

第2条 佐渡市入湯税条例(平成16年佐渡市条例第66号)の一部を次のように改正する。

第11条中「第6条第3項の」を「第6条第3項に規定する」に改め、「同項の納期限」の次に「(納期限の延長があったときは、その延長された納期限とする。)」を加える。

附則第2条を次のように改める。

(延滞金の割合の特例)

第2条 当分の間、第11条に規定する延滞金の年14.6パーセントの割合及び年7.3パーセントの割合は、同条の規定にかかわらず、各年の特例基準割合(当該年の前年に租税特別措置法第93条第2項の規定により告示された割合に年1パーセントの割合を加算した割合をいう。)が年7.3パーセントの割合に満たない場合には、その年(以下「特例基準割合適用年」という。)中においては、年14.6パーセントの割合にあつては当該特例基準割合適用年における特例基準割合に年7.3パーセントの割合を加算した割合とし、年7.3パーセントの割合にあつては当該特例基準割合に年1パーセントの割合を加算した割合(当該加算した割合が年7.3パーセントの割合を超える場合には、年7.3パーセントの割合)とする。

附 則

(施行期日)

第1条 この条例は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める日から施行する。

第1条中第34条の7第2項の改正規定並びに附則第3条の2、第4条、第4条の2、第7条の4、第17条の2及び第22条の3の改正規定、第2条並びに次条並びに附則第3条第1項及び第2項の規定 平成26年1月1日

第1条中附則第7条の3の2及び第23条の改正規定並びに附則第3条第3項の規定 平成27年1月1日

(延滞金に関する経過措置)

第2条 改正後の佐渡市税条例(以下「新条例」という。)附則第3条の2の規定及び改正後の佐渡市入湯税条例附則第2条の規定は、延滞金のうち平成26年1月1日以後の期間に対応するものについて適用し、同日前の期間に対応するものについては、なお従前の例による。

(市民税に関する経過措置)

第3条 新条例附則第4条の2の規定は、平成26年度以後の年度分の個人の市民税について適用し、平成25年度までの個人の市民税については、

なお従前の例による。

- 2 新条例附則第22条の3第2項の規定は、市民税の所得割の納税義務者が平成25年1月1日以後に行う同項に規定する土地等の譲渡について適用する。
- 3 新条例附則第23条の規定は、平成27年度以後の年度分の個人の市民税について適用し、平成26年度までの個人の市民税については、なお従前の例による。

議案第91号

佐渡市督促手数料及び延滞金徴収条例等の一部を改正する条例の制定について

佐渡市督促手数料及び延滞金徴収条例等の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

平成25年9月6日 提出

佐渡市長

甲斐 元也

佐渡市督促手数料及び延滞金徴収条例等の一部を改正する条例

(佐渡市督促手数料及び延滞金徴収条例の一部改正)

第1条 佐渡市督促手数料及び延滞金徴収条例(平成16年佐渡市条例第69号)の一部を次のように改正する。

附則第3項を次のように改める。

(延滞金の割合の特例)

3 当分の間、第3条第1項に規定する延滞金の年14.6パーセントの割合及び年7.3パーセントの割合は、同項の規定にかかわらず、各年の特例基準割合(当該年の前年に租税特別措置法(昭和32年法律第26号)第93条第2項の規定により告示された割合に年1パーセントの割合を加算した割合をいう。以下この項において同じ。)が7.3パーセントの割合に満たない場合には、その年(以下この項において「特例基準割合適用年」という。)中においては、年14.6パーセントの割合にあつては当該特例基準割合適用年における特例基準割合に7.3パーセントの割合を加算した割合とし、年7.3パーセントの割合にあつては当該特例基準割合に年1パーセントの割合を加算した割合(当該加算した割合が年7.3パーセントの割合を超える場合には、年7.3パーセントの割合)とする。

(佐渡市介護保険条例の一部改正)

第2条 佐渡市介護保険条例(平成16年佐渡市条例第214号)の一部を次のように改正する。

第11条第1項中「(各年の特例基準割合(各年の前年の11月30日を経過する時における日本銀行法(平成9年法律第89号)第15条第1項第1号の規定により定められる商業手形の基準割引率に4パーセントの割合を加算した割合をいう。)が年7.3パーセントの割合に満たない場合には、その年中においては、当該特例基準割合(当該基準割合に0.1パーセント未満の端数があるときは、これを切り捨てる。)とする。))」を「とする。)」に改める。

附則に次の1項を加える。

(延滞金の割合の特例)

6 当分の間、第11条第1項に規定する延滞金の年14.6パーセントの割合及び年7.3パーセントの割合は、同項の規定にかかわらず、各年の特例基準割合(当該年の前年に租税特別措置法(昭和32年法律第26号)第93条第2項の規定により告示された割合に年1パーセントの割合を加算した割合をいう。以下この項において同じ。)が7.3パーセントの割合に満たない場合には、その年(以下この項において「特例基準割合適用年」という。)中においては、年14.6パーセントの割合にあつては当該特例基準割合適用年における特例基準割合に7.3パーセントの割合を加算した割合とし、年7.3パーセントの割合にあつては当該特例基準割合に年1パーセントの割合を加算した割合(当該加算した割合が年7.3パーセントの割合を超える場合には、年7.3パーセントの割合)とする。

(佐渡市営住宅条例の一部改正)

第3条 佐渡市営住宅条例(平成16年佐渡市条例第283号)の一部を次のように改正する。

第19条の2を次のように改める。

(延滞金の割合の特例)

第19条の2 当分の間、前条第2項に規定する延滞金の年14.6パーセントの割合及び年7.3パーセントの割合は、同項の規定にかかわらず、各年の特例基準割合(当該年の前年に租税特別措置法(昭和32年法律第26号)第93条第2項の規定により告示された割合に年1パーセントの割合を加算した割合をいう。以下この条において同じ。)が7.3パーセントの割合に満たない場合には、その年(以下この条において「特例基準割合適用年」という。)中においては、年14.6パーセントの割合にあつては当該特例基準割合適用年における特例基準割合に7.3パーセントの割合を加算した割合とし、年7.3パーセントの割合にあつては当該特例基準割合に年1パーセントの割合を加算した割合(当該加算した割合が年7.3パーセントの割合を超える場合には、年7.3パーセントの割合)とする。

(佐渡市営定住促進住宅条例の一部改正)

第4条 佐渡市営定住促進住宅条例(平成16年佐渡市条例第285号)の一部

を次のように改正する。

第8条第4項を次のように改める。

- 4 当分の間、第2項に規定する延滞金の年14.6パーセントの割合及び年7.3パーセントの割合は、同項の規定にかかわらず、各年の特例基準割合（当該年の前年に租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第93条第2項の規定により告示された割合に年1パーセントの割合を加算した割合をいう。以下この項において同じ。）が7.3パーセントの割合に満たない場合には、その年（以下この項において「特例基準割合適用年」という。）中においては、年14.6パーセントの割合にあっては当該特例基準割合適用年における特例基準割合に7.3パーセントの割合を加算した割合とし、年7.3パーセントの割合にあっては当該特例基準割合に年1パーセントの割合を加算した割合（当該加算した割合が年7.3パーセントの割合を超える場合には、年7.3パーセントの割合）とする。

（佐渡市特定公共賃貸住宅条例の一部改正）

第5条 佐渡市特定公共賃貸住宅条例（平成16年佐渡市条例第286号）の一部を次のように改正する。

第17条第4項を次のように改める。

- 4 当分の間、第2項に規定する延滞金の年14.6パーセントの割合及び年7.3パーセントの割合は、同項の規定にかかわらず、各年の特例基準割合（当該年の前年に租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第93条第2項の規定により告示された割合に年1パーセントの割合を加算した割合をいう。以下この項において同じ。）が7.3パーセントの割合に満たない場合には、その年（以下この項において「特例基準割合適用年」という。）中においては、年14.6パーセントの割合にあっては当該特例基準割合適用年における特例基準割合に7.3パーセントの割合を加算した割合とし、年7.3パーセントの割合にあっては当該特例基準割合に年1パーセントの割合を加算した割合（当該加算した割合が年7.3パーセントの割合を超える場合には、年7.3パーセントの割合）とする。

（佐渡市下水道事業受益者負担に関する条例の一部改正）

第6条 佐渡市下水道事業受益者負担に関する条例（平成16年佐渡市条例第288号）の一部を次のように改正する。

附則第2項を次のように改める。

（延滞金の割合の特例）

- 2 当分の間、第15条第1項に規定する延滞金の年14.5パーセントの割合及び年7.25パーセントの割合は、同項の規定にかかわらず、各年の特例基準割合（当該年の前年に租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第93条第2項の規定により告示された割合に年1パーセントの割合を加算した割合をいう。以下この項において同じ。）が7.25パーセントの割合に満たない場合には、その年（以下この項において「特例基準割合適用年」という。）中においては、年14.5パーセントの割合にあつては当該特例基準割合適用年における特例基準割合に7.25パーセントの割合を加算した割合とし、年7.25パーセントの割合にあつては当該特例基準割合に年1パーセントの割合を加算した割合（当該加算した割合が年7.25パーセントの割合を超える場合には、年7.25パーセントの割合）とする。

（佐渡市医療技術者奨学資金貸与条例の一部改正）

第7条 佐渡市医療技術者奨学資金貸与条例（平成16年佐渡市条例第300号）の一部を次のように改正する。

第12条を次のように改める。

（督促及び延滞金）

- 第12条 市長は、奨学生であった者が正当な理由なく奨学金の返還を怠ったときは、納期限後20日以内に期限を指定して督促状を発しなければならない。
- 2 前項の督促状を発した場合においては、当該奨学金の返還すべき金額に、その納期限の翌日から納付の日までの期間に応じ、当該金額に年14.6パーセント（当該納期限の翌日から1月を経過する日までの期間については、年7.3パーセント）の割合を乗じて計算した金額に相当する延滞金を加算して徴収する。
- 3 延滞金の額を計算する場合において、その計算の基礎となる納付金額に1,000円未満の端数があるとき、又はその全額が2,000円未満であ

るときは、その端数金額又はその全額を切り捨てる。

- 4 延滞金の確定金額に100円未満の端数があるとき、又はその全額が1,000円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てる。
附則に次の1項を加える。

(延滞金の割合の特例)

- 4 当分の間、第12条第2項に規定する延滞金の年14.6パーセントの割合及び年7.3パーセントの割合は、同項の規定にかかわらず、各年の特例基準割合(当該年の前年に租税特別措置法(昭和32年法律第26号)第93条第2項の規定により告示された割合に年1パーセントの割合を加算した割合をいう。以下この項において同じ。)が7.3パーセントの割合に満たない場合には、その年(以下この項において「特例基準割合適用年」という。)中においては、年14.6パーセントの割合にあつては当該特例基準割合適用年における特例基準割合に7.3パーセントの割合を加算した割合とし、年7.3パーセントの割合にあつては当該特例基準割合に年1パーセントの割合を加算した割合(当該加算した割合が年7.3パーセントの割合を超える場合には、年7.3パーセントの割合)とする。

(佐渡市後期高齢者医療に関する条例の一部改正)

- 第8条 佐渡市後期高齢者医療に関する条例(平成20年佐渡市条例第17号)の一部を次のように改正する。

附則第4条を次のように改める。

(延滞金の割合の特例)

- 第4条 当分の間、第6条第1項に規定する延滞金の年14.6パーセントの割合及び年7.3パーセントの割合は、同項の規定にかかわらず、各年の特例基準割合(当該年の前年に租税特別措置法(昭和32年法律第26号)第93条第2項の規定により告示された割合に年1パーセントの割合を加算した割合をいう。以下この条において同じ。)が7.3パーセントの割合に満たない場合には、その年(以下この条において「特例基準割合適用年」という。)中においては、年14.6パーセントの割合にあつては当該特例基準割合適用年における特例基準割合に7.3パーセントの割合を加算した割合とし、年7.3パーセントの割合にあつて

は当該特例基準割合に年1パーセントの割合を加算した割合（当該加算した割合が年7.3パーセントの割合を超える場合には、年7.3パーセントの割合）とする。

（佐渡市誘致校奨学金貸与条例の一部改正）

第9条 佐渡市誘致校奨学金貸与条例（平成22年佐渡市条例第27号）の一部を次のように改正する。

第9条を次のように改める。

（督促及び延滞金）

第9条 市長は、奨学生であった者が正当な理由なく奨学金の返還を怠ったときは、納期限後20日以内に期限を指定して督促状を発しなければならない。

2 前項の督促状を発した場合においては、当該奨学金の返還すべき金額に、その納期限の翌日から納付の日までの期間に応じ、当該金額に年14.6パーセント（当該納期限の翌日から1月を経過する日までの期間については、年7.3パーセント）の割合を乗じて計算した金額に相当する延滞金を加算して徴収する。

3 延滞金の額を計算する場合において、その計算の基礎となる納付金額に1,000円未満の端数があるとき、又はその全額が2,000円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てる。

4 延滞金の確定金額に100円未満の端数があるとき、又はその全額が1,000円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てる。

附則を附則第1項とし、同項に見出しとして「(施行期日)」を付し、附則に次の見出し及び1項を加える。

（延滞金の割合の特例）

2 当分の間、第9条第2項に規定する延滞金の年14.6パーセントの割合及び年7.3パーセントの割合は、同項の規定にかかわらず、各年の特例基準割合（当該年の前年に租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第93条第2項の規定により告示された割合に年1パーセントの割合を加算した割合をいう。以下この項において同じ。）が7.3パーセントの割合に満たない場合には、その年（以下この項において「特例基準割合適用年」という。）中においては、年14.6パーセントの割合にあ

っては当該特例基準割合適用年における特例基準割合に7.3パーセントの割合を加算した割合とし、年7.3パーセントの割合にあっては当該特例基準割合に年1パーセントの割合を加算した割合（当該加算した割合が年7.3パーセントの割合を超える場合には、年7.3パーセントの割合）とする。

（佐渡市奨学金貸与条例の一部改正）

第10条 佐渡市奨学金貸与条例（平成23年佐渡市条例第44号）の一部を次のように改正する。

第14条を次のように改める。

（督促及び延滞金）

第14条 市長は、奨学生であった者が正当な理由なく奨学金の返還を怠ったときは、納期限後20日以内に期限を指定して督促状を発しななければならない。

2 前項の督促状を発した場合においては、当該奨学金の返還すべき金額に、その納期限の翌日から納付の日までの期間に応じ、当該金額に年14.6パーセント（当該納期限の翌日から1月を経過する日までの期間については、年7.3パーセント）の割合を乗じて計算した金額に相当する延滞金を加算して徴収する。

3 延滞金の額を計算する場合において、その計算の基礎となる納付金額に1,000円未満の端数があるとき、又はその全額が2,000円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てる。

4 延滞金の確定金額に100円未満の端数があるとき、又はその全額が1,000円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てる。
附則に次の1項を加える。

（延滞金の割合の特例）

3 当分の間、第14条第2項に規定する延滞金の年14.6パーセントの割合及び年7.3パーセントの割合は、同項の規定にかかわらず、各年の特例基準割合（当該年の前年に租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第93条第2項の規定により告示された割合に年1パーセントの割合を加算した割合をいう。以下この項において同じ。）が7.3パーセントの割合に満たない場合には、その年（以下この項において「特例基準

割合適用年」という。) 中においては、年14.6パーセントの割合にあつては当該特例基準割合適用年における特例基準割合に7.3パーセントの割合を加算した割合とし、年7.3パーセントの割合にあつては当該特例基準割合に年1パーセントの割合を加算した割合(当該加算した割合が年7.3パーセントの割合を超える場合には、年7.3パーセントの割合)とする。

附 則

この条例は、平成26年1月1日から施行する。

議案第92号

佐渡市企業設置奨励条例の一部を改正する条例の制定について

佐渡市企業設置奨励条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

平成25年9月6日 提出

佐渡市長

甲斐 元也

佐渡市企業設置奨励条例の一部を改正する条例

佐渡市企業設置奨励条例(平成16年佐渡市条例第262号)の一部を次のように改正する。

第3条に次の1項を加える。

- 4 第1項の規定にかかわらず、次の表に掲げる業種(租税特別措置法施行令(昭和32年政令第43号)第28条の9第18項に規定する事業をいう。)及び資本金の規模で、それぞれ同表右欄の投下固定資本総額の事業規模に該当する企業は、奨励措置の対象とする。

業種	資本金の規模	投下固定資本総額
製造業及び旅館業	5,000万円超	1,000万円以上
	5,000万円以下	500万円以上
農林水産物等販売業及び情報サービス業等	制限なし	500万円以上

附 則

この条例は、公布の日から施行し、改正後の佐渡市企業設置奨励条例の規定は、平成25年4月1日から適用する。

議案第93号

公の施設に係る指定管理者の指定について（佐渡市ケーブルテレビ放送施設）

下記のとおり公の施設に係る指定管理者を指定したいので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第6項の規定により、議会の議決を求める。

記

- 1 指定管理者に管理を行わせようとする公の施設の名称
佐渡市ケーブルテレビ放送施設
- 2 指定管理者となる団体の名称
株式会社佐渡テレビジョン
- 3 指定の期間
平成26年4月1日から平成29年3月31日まで

平成25年9月6日 提出

佐渡市長

甲斐 元也

議案第94号

公有水面埋立てに係る意見について（原黒・住吉地内）

下記地先の公有水面埋立てについて、新潟県知事から意見を求められたので、異議のない旨答申することについて、公有水面埋立法（大正10年法律第57号）第3条第4項の規定により、議会の議決を求める。

記

1 埋立位置

佐渡市原黒23番地10から住吉126番地2の地先公有水面
佐渡市住吉60番地3から住吉85番地2の地先公有水面

2 埋立面積

13,166.47m²
83.55m²

3 埋立地の用途

道路用地及び海岸護岸用地

4 埋立てに関する工事の施行に要する期間

着手の日から5年間

平成25年9月6日 提出

佐渡市長

甲斐 元也

議案第95号

公有水面埋立てに係る意見について（小木町地内）

下記地先の公有水面埋立てについて、新潟県知事から意見を求められたので、異議のない旨答申することについて、公有水面埋立法（大正10年法律第57号）第3条第4項の規定により、議会の議決を求める。

記

- 1 埋立位置
佐渡市小木町1935番地1の地先公有水面
- 2 埋立面積
207.51㎡
- 3 埋立地の用途
ふ頭用地
- 4 埋立てに関する工事の施行に要する期間
着手の日から3年間

平成25年9月6日 提出

佐渡市長

甲斐 元也

- 議案第96号 平成25年度佐渡市一般会計補正予算(第4号)について
(予算書別紙添付)
- 議案第97号 平成25年度佐渡市国民健康保険特別会計補正予算(第2号)について
(予算書別紙添付)
- 議案第98号 平成25年度佐渡市後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)について
(予算書別紙添付)
- 議案第99号 平成25年度佐渡市介護保険特別会計補正予算(第1号)について
(予算書別紙添付)
- 議案第100号 平成25年度佐渡市簡易水道特別会計補正予算(第1号)について
(予算書別紙添付)
- 議案第101号 平成25年度佐渡市下水道特別会計補正予算(第1号)について
(予算書別紙添付)
- 議案第102号 平成25年度佐渡市ケーブルテレビ特別会計補正予算(第1号)について
(予算書別紙添付)
- 議案第103号 平成25年度佐渡市歌代の里特別会計補正予算(第1号)について
(予算書別紙添付)
- 議案第104号 平成25年度佐渡市すこやか両津特別会計補正予算(第1号)について
(予算書別紙添付)
- 議案第105号 平成25年度佐渡市二宮財産区特別会計補正予算(第1号)について
(予算書別紙添付)
- 議案第106号 平成25年度佐渡市新畑野財産区特別会計補正予算(第1号)について
(予算書別紙添付)
- 議案第107号 平成25年度佐渡市真野財産区特別会計補正予算(第1号)について
(予算書別紙添付)
- 議案第108号 平成25年度佐渡市病院事業会計補正予算(第1号)について
(予算書別紙添付)
- 議案第109号 平成25年度佐渡市水道事業会計補正予算(第1号)について
(予算書別紙添付)

議案第110号

平成24年度佐渡市一般会計歳入歳出決算の認定について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第233条第3項の規定により、平成24年度佐渡市一般会計歳入歳出決算を監査委員の意見を付けて議会の認定に付する。

平成25年9月6日 提出

佐渡市長

甲斐 元也

（決算書及び監査委員の意見書別紙添付）

議案第111号

平成24年度佐渡市国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第233条第3項の規定により、平成24年度佐渡市国民健康保険特別会計歳入歳出決算を監査委員の意見を付けて議会の認定に付する。

平成25年9月6日 提出

佐渡市長

甲斐 元也

（決算書及び監査委員の意見書別紙添付）

議案第112号

平成24年度佐渡市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第233条第3項の規定により、平成24年度佐渡市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算を監査委員の意見を付けて議会の認定に付する。

平成25年9月6日 提出

佐渡市長

甲斐 元也

（決算書及び監査委員の意見書別紙添付）

議案第113号

平成24年度佐渡市介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第233条第3項の規定により、平成24年度佐渡市介護保険特別会計歳入歳出決算を監査委員の意見を付けて議会の認定に付する。

平成25年9月6日 提出

佐渡市長

甲斐 元也

（決算書及び監査委員の意見書別紙添付）

議案第114号

平成24年度佐渡市簡易水道特別会計歳入歳出決算の認定について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第233条第3項の規定により、平成24年度佐渡市簡易水道特別会計歳入歳出決算を監査委員の意見を付けて議会の認定に付する。

平成25年9月6日 提出

佐渡市長

甲斐 元也

（決算書及び監査委員の意見書別紙添付）

議案第115号

平成24年度佐渡市下水道特別会計歳入歳出決算の認定について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第233条第3項の規定により、平成24年度佐渡市下水道特別会計歳入歳出決算を監査委員の意見を付けて議会の認定に付する。

平成25年9月6日 提出

佐渡市長

甲斐 元也

（決算書及び監査委員の意見書別紙添付）

議案第116号

平成24年度佐渡市ケーブルテレビ特別会計歳入歳出決算の認定について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第233条第3項の規定により、平成24年度佐渡市ケーブルテレビ特別会計歳入歳出決算を監査委員の意見を付けて議会の認定に付する。

平成25年9月6日 提出

佐渡市長

甲斐 元也

（決算書及び監査委員の意見書別紙添付）

議案第117号

平成24年度佐渡市歌代の里特別会計歳入歳出決算の認定について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第233条第3項の規定により、平成24年度佐渡市歌代の里特別会計歳入歳出決算を監査委員の意見を付けて議会の認定に付する。

平成25年9月6日 提出

佐渡市長

甲斐 元也

（決算書及び監査委員の意見書別紙添付）

議案第118号

平成24年度佐渡市すこやか両津特別会計歳入歳出決算の認定について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第233条第3項の規定により、平成24年度佐渡市すこやか両津特別会計歳入歳出決算を監査委員の意見を付けて議会の認定に付する。

平成25年9月6日 提出

佐渡市長

甲斐 元也

（決算書及び監査委員の意見書別紙添付）

議案第119号

平成24年度佐渡市五十里財産区特別会計歳入歳出決算の認定について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第233条第3項の規定により、平成24年度佐渡市五十里財産区特別会計歳入歳出決算を監査委員の意見を付けて議会の認定に付する。

平成25年9月6日 提出

佐渡市長

甲斐 元也

（決算書及び監査委員の意見書別紙添付）

議案第120号

平成24年度佐渡市二宮財産区特別会計歳入歳出決算の認定について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第233条第3項の規定により、平成24年度佐渡市二宮財産区特別会計歳入歳出決算を監査委員の意見を付けて議会の認定に付する。

平成25年9月6日 提出

佐渡市長

甲斐 元也

（決算書及び監査委員の意見書別紙添付）

議案第121号

平成24年度佐渡市新畑野財産区特別会計歳入歳出決算の認定について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第233条第3項の規定により、平成24年度佐渡市新畑野財産区特別会計歳入歳出決算を監査委員の意見を付けて議会の認定に付する。

平成25年9月6日 提出

佐渡市長

甲斐 元也

（決算書及び監査委員の意見書別紙添付）

議案第122号

平成24年度佐渡市真野財産区特別会計歳入歳出決算の認定について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第233条第3項の規定により、平成24年度佐渡市真野財産区特別会計歳入歳出決算を監査委員の意見を付けて議会の認定に付する。

平成25年9月6日 提出

佐渡市長

甲斐 元也

（決算書及び監査委員の意見書別紙添付）

議案第123号

平成24年度佐渡市病院事業会計決算の認定について

地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第30条第4項の規定により、平成24年度佐渡市病院事業会計決算を監査委員の意見を付けて議会の認定に付する。

平成25年9月6日 提出

佐渡市長

甲斐 元也

（決算書及び監査委員の意見書別紙添付）

議案第124号

平成24年度佐渡市水道事業会計決算の認定について

地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第30条第4項の規定により、平成24年度佐渡市水道事業会計決算を監査委員の意見を付けて議会の認定に付する。

平成25年9月6日 提出

佐渡市長

甲斐 元也

（決算書及び監査委員の意見書別紙添付）

議案第125号

平成24年度佐渡市水道事業会計未処分利益剰余金の処分について

平成24年度の佐渡市水道事業会計未処分利益剰余金385,444,760円のうち、253,600,000円を減債積立金に積み立て、残余を繰り越すものとする
ことについて、地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第32条第2項の規定
により、議会の議決を求める。

平成25年9月6日 提出

佐渡市長

甲斐 元也

再生紙を使用しています。

古紙リサイクルにご協力をお願いします。

リサイクルの際はホッチキス針の除去についてご協力をお願いします。